

江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託公募型プロポーザル事業実施要領

1 事業の趣旨・目的

江東区内の中小小売店舗等が登録できる本事業の登録店（以下「登録店」）の魅力を発掘し十分に発信することにより、地域経済の活性化や区のイメージアップを図ることを目的として、日常的な取材や記事の編集及び魅力ある情報を電子、紙媒体両方で発信を行う事務局を運営する。

また、事業登録店の販売促進等を目的として、クーポン等が提供できるWEBサイト等を運営するとともに、利用促進を図る周知イベントを企画運営する。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができるものとする。
- (4) 委託上限額 36,711,400円（税込）

3 参加資格等

以下の要件をすべて満たしている事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）
- (6) 東京都内に本社または事業所があること。
- (7) 地域情報誌の発行及びWEBサイト等での地域情報に関する情報発信について平成24年度以降に官公庁での実績があること。

4 スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和4年12月1日(木)～令和5年1月6日(金)

(2) 参加表明書等の提出期限

令和4年12月23日(金)午後5時厳守

(3) 質問受付期間

令和4年12月1日(木)～令和4年12月14日(水)午後5時厳守

(4) 質問回答日

令和4年12月20日(火)

(5) 提案書等提出期限

令和5年1月6日(金)午後5時厳守

(6) 第一次審査

令和5年1月10日(火)～令和5年1月17日(火)

(7) 第二次審査

令和5年1月下旬

(8) 最終選定結果通知

令和5年2月上旬

5 参加手続方法

(1) 実施要領の公表

①公募期間 令和4年12月1日(木)～令和5年1月6日(金)

②公募方法 区HP(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>)
による。

(2) 提出書類および部数

①参加表明書(様式1) 1部

②受託事業実績表 1部

委託元団体名、受託年度、業務内容を記載のうえ、実績が確認できる契約書(写し)を添付すること。記載は最大10実績までとし、区、都、その他官公庁の順とすること。

③会社概要書(様式2) 1部

④提案書 8部

正本1部(事業者名あり)、副本7部(事業者名なし)を提出すること。

⑤費用見積書(様式3) 8部

令和5～7年度分について、年度ごとに作成すること。

正本1部(住所・名称・代表者(名称・氏名)記載、押印あり)、副本7部(住所・名称・代表者(名称・氏名)記載、押印なし)を提出すること。

※指定の様式については区HP(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>)により、ダウンロードのうえ、作成すること。その他は自由とする。

(3) 提出期限

- ①上記の(2) 提出書類のうち、①②③は令和4年12月23日(金)午後5時までに提出すること。なお、提出された資料を基に「3参加資格等」で定めた資格要件を満たしていることを確認し、その結果を応募者にメールにて通知する。
- ②上記の(2) 提出書類のうち、④⑤は令和5年1月6日(金)午後5時までに提出すること。
- ③上記①②のいずれについても提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出方法

- 「11担当課」まで、持参または郵送(必着)のこと
受付時間は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く)
※土・日曜・祝日は除く
郵送の際は確認のため、電話にて送付した旨を下記担当まで連絡すること。

(5) 質疑・回答

- ①質問受付期間 令和4年12月1日(木)～令和4年12月14日(水)午後5時(必着)※期間後に到着したものは無効とする。
- ②質問方法 持参・郵便・電子メールにより下記担当所管まで(様式4)を提出すること。受付時間は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く)※土・日曜・祝日は除く
- ③回答日 令和4年12月20日(火)
- ④回答方法 質問の回答は区HP(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>)に掲示し、個別の回答は行わない。
※郵送の際は確認のため、電話にて送付した旨を下記担当まで連絡すること。

6 提案書の作成要領

(1) 書式

- ①A4版縦(横書き)とし、表紙・目次・提案事項の順で作成すること。
- ②事業者名の記載は、表紙のみとする。(作成例等にも事業者名は記載しない)
- ③片面印刷とすること。また、ページ番号を付けること。
- ④表紙・目次を含み25ページ以内とすること。

(2) 提案事項

- ①本業務の取り組みについて
施策の概要・方針、本業務の全体像など
- ②本業務の実施体制について
担当者の体制、本業務での役割など
- ③業務の実施方法
仕様書「3委託業務内容」を実施するにあたり、発生する作業をどのように実施

していくか具体的に記載し、次の3点については必ず記載すること。

- ・情報誌及びWEBサイトの作成例
- ・外国語WEB記事の作成例
- ・周知イベントの計画案

④業務の作業スケジュールと進行管理

⑤本業務と同種・類似業務の実績概要

5(2)②受託事業実績表に記載した実績について具体的な記事を記載したうえで、得られた効果及び評価を記載すること。ただし、記載は最大で3実績分までとする。

⑥その他特記事項

提案書を補足する事項等で委託業務に関するものがあれば記載すること。

7 選定方法および評価方法

事業者の選定は、プロポーザル方式により、江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託事業者選定委員会で最も高い評価を得た事業者1者を受託候補者とする。

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等により書類選考を実施し、上位の3者程度を第一次審査通過者とする。但し、第一次審査評価基準総得点の60%未満だった場合は第一次審査通過者として選考しない。審査結果は全ての応募事業者に電子メールにて通知する。

(2) 第二次審査

一次審査により対象者となった事業者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの時間、場所等の詳細については第一次審査後に別途通知する。審査結果はプレゼンテーションを実施した全ての事業者に対して、郵送にて通知する。

(3) プレゼンテーション審査における留意事項

- ①必ず本業務の担当者が出席し、説明及び質疑への回答を行うこと。
- ②企画提案書に沿って行うこと。追加資料等の提出がある場合は区と協議すること。
- ③時間は、1事業者あたり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。
- ④パソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。なお、プロジェクター、スクリーンは区で用意する。

(4) 主な評価項目

- ①業務の企画力・専門性等
- ②実施体制（人員配置、危機管理体制・セキュリティー対策等）
- ③実施方法（仕様書3委託業務内容の業務について）
- ④業務の具体的な作業スケジュールや進行管理に対する考え方
- ⑤本業務と同種・類似業務の実績
- ⑥経費積算の妥当性

(5) 事業者の決定

候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、第一次審査及び第二次審査の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、費用見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、費用見積書を再作成し、再提出された費用見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、第二次審査で評価基準総得点の60%未満だった場合は候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 費用見積書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区 HP において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称はABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 提案は1者1提案とし、提出期限前であっても再提出は不可とする。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出書類について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) プロポーザルに要する費用はすべて参加事業者の負担とする。
- (5) 応募申し込み後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
- (6) 参加表明書を提出した後、区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。
- (7) 本募集は、江東区議会での令和5年度一般会計予算の議決を前提としている。議会の議決状況により、事業契約の中止、金額の変更の可能性があることを了承のうえ、企画提案を行うこと。

1 1 担当課

江東区地域振興部経済課商業振興係（担当：鶴沼・森田）

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

電話：03-3647-9502 F A X：03-3647-8442

E-mail：0602070@city.koto.lg.jp